

平成 23 年 3 月 22 日

各 位

株式会社 山梨中央銀行

東北地方太平洋沖地震による被災者の皆さんへ

3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられた皆さんに、心からお見舞いを申しあげます。

当行では、内閣府特命担当大臣（金融）および日本銀行総裁連名による「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」の要請なども踏まえ、今回の被災者の皆さんに、すべての営業店で以下の対応をいたしますので、窓口までご相談ください。

1. 当行の預金証書、通帳を紛失された場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
2. お届出の印鑑を紛失された場合は、捺印にて対応します。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金などの期限前払い戻し（中途解約）および定期預金を担保とする貸付もいたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てができるよう努めます。
5. 災害時における手形の不渡り処分についても、ご事情を考慮のうえ、対応いたします。
6. 汚れた紙幣の引換えについてのご相談に応じます。
7. 国債を紛失された場合のご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、災害被災者の皆さんの便宜を考慮して対応いたします。
9. 休日営業または平常時間外の営業についても、状況を勘案しながら検討してまいります。

以 上